

平成26年度包括外部監査テーマ：防災、危機管理及び生活安全に関する事業の財務事務の執行について

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	防災課と総合支所との役割分担の整理について	平成25年度帰宅困難者対策のうち、品川駅周辺滞留者対策推進協議会の運営については、高輪地区総合支所協働推進課で実施している。しかし田町駅、新橋駅、浜松町駅、白金高輪駅の間協議会運営については、各総合支所ではなく防災課で実施している。現時点においては、立ち上げ間もない協議会の運営を防災課が所管することはやむを得ないと考えられるが、順次、協議会に関するノウハウを防災課と総合支所協働推進課で共有するとともに、体制面での調整など役割分担の整理を進めていく必要がある。	平成27年8月の区役所改革会議において、総合支所と防災課の役割分担を整理しました。平成28年度から、協議が整った協議会の運営（会議進行）に関しては総合支所が行うこととしました。	平成28年4月12日
意見	災害対策用職務住宅に係る経費負担の範囲の明確化について	災害対策用職務住宅について、通常の職員住宅（災害対策住宅を含む）とは異なり、職務住宅の使用料は無料（借り上げの場合は区が負担）であり、維持管理費用や通信機器に係る基本料金も区が負担することとなっている。職務住宅に入居を要する職員は、輪番制による警戒勤務に従事しなければならないが、これが職務である以上、区が費用を大きく負担すべき理由とはならないと考える。引越しに係る運搬料や契約更新に係る更新料及び賠償保険料のほか、電話料金、カーテンクリーニング費用等も負担している。また必要最低限の備品として通信情報機器、電化製品等を区の負担により揃えている。引越しに係る運搬料等は要綱に明記されているが、必要最低限の備品に関する負担が要綱に明記されていない。区は負担の程度を見直すとともに、職務住宅に係る経費負担について明確に整理する必要がある。	職務住宅は、夜間・休日の災害発生時の指揮・監督要員を確保するための施設であり、通常の職員住宅とは設置目的が異なります。入居する管理職員には、現に家族が生活する自宅があり、光熱費など二重の負担を強いている部分もあります。港区災害対策用職務住宅の設置及び管理に関する要綱について、居住の用に供するためあらかじめ備え付けた備品についても区が負担することを明記するよう、改正（令和3年4月1日施行）し、職務住宅に係る経費負担について明確に整理しました。	令和3年5月17日
意見	災害対策用職務住宅の確保方法の見直しについて	災害対策用職務住宅は、情報の収集・発信や災害対策本部の立ち上げなど多岐に渡る職務について、的確、迅速に初動対応するために、災害対策本部となる港区役所本庁舎から徒歩10分圏内に設置されている。同住宅は、民間の借り上げや災害対策住宅等を活用する方法により確保しているが、民間から借り上げてまで確保することは区の負担が大きいとされる。本庁舎から徒歩10分圏内に活用できる災害対策住宅がないことを理由に民間借り上げを行っているが、必ずしも10分圏内にこだわる必要はないと考える。15分圏内に広げれば、活用できる災害対策住宅は存在する。現在借り上げている住宅については計画的に解約し、既存の災害対策住宅を活用するなど、その確保方法を見直す必要がある。	平成28年度までに、全ての借り上げ住宅を解約しました。	平成29年4月12日
指摘	備蓄物資の計画的な更新について	備蓄物資に保存期限の切れた物資が存在した。備蓄物資は廃棄することとなる前に、訓練等の機会に配布するなど、より有効な活用が図れるよう、備蓄物資の保存期限を考慮しながら計画的に更新していく必要があると考える。	保存期限を迎える備蓄食料については、防災訓練等で有効活用し、食品ロス削減に向けて計画的に更新することとしました。	平成29年4月1日
意見	物品管理簿の記載について	高輪地区総合支所では災対地区本部物品管理簿により備蓄物資を管理している。物品管理簿にもとづいて現地視察を実施した結果、バランスパワーが記載されていなかった。今後も物品管理簿の記載を適切に行い、適正な管理に努める必要がある。	バランスパワーについては、平成26年9月に物品管理簿に記載しました。また、毎年度、現物と物品管理簿の突合せを行うこととしました。	平成28年4月12日
意見	定期棚卸の実施の必要性について	備蓄物資の棚卸が実施されていない。年に一度は定期棚卸を実施し、備蓄物資を適正に管理する必要があると考える。	平成27年度、平成31年度及び令和2年度において、区内における区立の防災備蓄倉庫について、現に配備している全ての物資を網羅したリストや、倉庫内の詳細なレイアウト図を作成するなど、専門事業者のノウハウを取り入れた棚卸を実施しました。また、令和3年度までに、民間借上防災備蓄倉庫を含む全ての防災備蓄倉庫の棚卸を完了しました。今後も必要な時期に定期的な棚卸を実施し、備蓄物資を適正に管理します。	令和4年5月16日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	各課契約における業者推薦理由について	災害対策用造水機の保守管理業務委託に係る業者推薦依頼書に記載されている推薦理由は適切ではない。当該造水機は汎用品であり、業者推薦依頼書に記載された区の発注した仕様に合わせて作成したものには該当しない。業者推薦理由は誤りであり、不適切であると言えるので、今後は適切に業者推薦依頼書を作成する必要がある。	平成27年度の保守管理業務委託については、業者推薦による契約方法を改め、入札による契約方法としました。	平成28年4月12日
意見	業者推薦依頼書の様式について	災害対策用造水機の保守管理業務委託の業者推薦依頼書は、宛先が高輪地区総合支所協働推進課長であり、請求者も同一である。契約事務の委任の定めによるもので、契約事務規則上の問題はないが、請求者と宛先が同一の手続であり、一般の区民から見ると選定の進め方に誤解を生じないように、手続方法等について検討の余地がある。	事業者の選定の進め方に誤解を生じないように、各課における業者推薦依頼書の作成に代え、特定の事業者と契約を締結する理由を記載する理由書を作成することとし、平成27年10月9日付で各課に周知しました。	平成28年4月12日
意見	特設公衆電話の設置について	区民避難所56か所及び福祉避難所21か所への特設公衆電話の設置について、平成25年度に完了する予定であったが、区民避難所9か所、福祉避難所13か所、計22か所が未設置となっている。港区防災対策基本条例において区長は避難所における機器の整備等に努めなければならないとされているが、ここでいう機器は特設公衆電話に限定されたものではなく、いろいろな手段を組み合わせることが可能である。区は、何をもって避難所機能を強化していくか、施設の状況や費用対効果等を十分に調査した上で、計画的に事業に取り組む必要がある。	特設公衆電話については、施設の状況等を調査し、整備可能な施設から計画的に整備を進め、平成29年度をもって全避難所施設への設置が完了しました。	令和元年5月20日
指摘	防災備蓄倉庫内の全体的な保管状況について	防災備蓄倉庫内の全体的な保管状況について、整理整頓されておらず、備蓄物資を速やかに探すことができなかつたり、運び出すことが困難な状況であるものが多数あった。このような状況では災害時に対応が困難になるため、早急に整理する必要がある。	平成27年9月から平成27年11月に全区分民避難所の防災備蓄倉庫(55か所)と福祉プラザさくら川等(4か所)の棚卸作業を実施しました。備蓄物資の保管状況を確認し、整理整頓、レイアウト変更等を行い、各物資の配置図を作成しました。	平成28年4月12日
			災害時における円滑な物資供給のためにも備蓄物資管理は、継続的に行われる必要があります。平成30年度からは、専門事業者のノウハウも取り入れながら計画的に一斉整理を行い、継続して備蓄倉庫の状態を適正に保つため、納品方法や倉庫増築も合わせて検討します。	令和元年5月20日
指摘	期限切れ物資、劣化した物資、廃棄予定物資の廃棄について	防災備蓄倉庫内に、保管環境、保管品質が好ましくない備蓄物資があった。これらは速やかに廃棄する必要がある。	平成27年9月から平成27年11月に全区分民避難所の防災備蓄倉庫(55か所)と福祉プラザさくら川等(4か所)の棚卸作業を実施し、不要と判断された備蓄物資を廃棄処分しました。	平成28年4月12日
			平成27年度に廃棄処分を実施できなかった備蓄倉庫について、平成30年度に専門事業者のノウハウを取り入れた一斉整理を実施し、保管状況の好ましくない物品を処分しました。	令和元年5月20日
指摘	リストと現物の不一致について	備蓄物資リストと現物の在庫数等が一致していない備蓄物資が多数あった。定期棚卸を実施するなどして、不一致を洗い出し、リストと現物を整合させる必要がある。	平成27年9月から平成27年11月に全区分民避難所の防災備蓄倉庫(55か所)と福祉プラザさくら川等(4か所)の棚卸作業を実施し、リストと現物の照合を行いました。	平成28年4月12日
			平成30年度に専門事業者のノウハウを取り入れた一斉整理を実施し、リストと現物を一致させました。	令和元年5月20日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	リスト未掲載の現物について	備蓄倉庫内に存在する現物に、備蓄物資リストに記載されていない備蓄物資があった。定期棚卸を実施するなどして、不一致を洗い出し、リストと現物を整合させる必要がある。防災課が把握していない備蓄物資については、一元管理を検討する必要がある。	平成27年9月から平成27年11月に全市民避難所の防災備蓄倉庫（55か所）と福祉プラザさくら川等（4か所）の棚卸作業を実施し、リストと現物の照合を行いました。その上で、防災課が管理していない物資を保管している場合には、物資を管理する部署による保管場所の管理の徹底を周知しました。	平成28年4月12日
			平成30年度に専門事業者のノウハウを取り入れた一斉整理を実施し、リストと現物を一致させました。また、防災課が管理していない物資を保管している場合には、27年度と同様に物資を管理する所管による保管場所の管理の周知を徹底します。	令和元年5月20日
指摘	納品時の現物確認の徹底について	シティハイツ桂坂の倉庫において、リストに掲載されていないスペースブランケットがあった。アルミブランケットを購入した際、納品時に業者が誤った表示シールを貼付していたことが原因とのことであるが、納入時の現物確認を徹底する必要がある。	平成26年度から、納品時には区による検査を徹底しました。また、物品購買をする際は箱の製造前に区による校正を受けるよう仕様書に明記しました。	平成28年4月12日
指摘	防災課と施設管理者との連携の徹底について	スポーツセンター備蓄倉庫の現地調査について、予定日が休館日であり、防災備蓄倉庫に入ることができなかった。このような状況では、いつ発生するかわからない災害時に適切な対応をとることは不可能である。防災課と施設管理者との日頃の連携について、相互に再確認し、徹底する必要がある。	区民避難所に指定されている施設は休館日や夜間であっても防災課及び対象となる地区の総合支所には開錠手順書と必要な鍵が準備されているため、避難所は開設できます。平成26年12月に防災課と施設管理者において、開錠手順書や鍵の準備について相互に確認しました。	平成28年4月12日
意見	備蓄物資の一元管理の必要性について	防災備蓄倉庫の中には、防災課が管理していないため把握していない備蓄物資が存在した。管理責任者が異なるものが同じ倉庫に区分なく備置されていると、災害が発生し備蓄物資を使用する際に問題となる恐れもある。防災備蓄物資について、一元管理を行う必要がある。	平成27年9月から平成27年11月に全市民避難所の防災備蓄倉庫（55か所）と福祉プラザさくら川等（4か所）の棚卸作業を実施し、リストと現物の照合を行いました。その上で、防災課が管理していない物資を保管している場合には、物資を管理する部署による保管場所の管理を徹底し、区分を明確にしました。	平成28年4月12日
			平成27年度、平成30年度に、専門事業者のノウハウを取り入れた区民避難所の一斉棚卸しを実施し、リストと現物を一致させました。令和元年度に、民間備蓄倉庫について棚卸とレイアウト変更を行い、備蓄物資の一元管理を行う体制を整えました。	令和2年5月19日
意見	備蓄物資出入庫の継続記録の必要性について	現在のリストは、毎年4月1日時点の在庫情報のみが記載されている。年度内の在庫の増減については、納入場所等一覧や回収一覧が作成されるが、納入や回収があった時点で在庫情報を把握することができない。備蓄物資の出入庫に関する情報伝達と記録についてのルールを整備し、継続的に記録し常に現在個数を把握できるようにすることが必要である。	平成27年9月から平成27年11月に全市民避難所の防災備蓄倉庫（55か所）と福祉プラザさくら川等（4か所）の棚卸作業を実施し、各物資納品最終日にリストを更新するよう徹底しました。	平成28年4月12日
			備蓄物資情報の管理方法について、平成30年度から、従前のExcelシートでの管理から「港区地域災害情報システム」を用いた管理に改めました。また、備蓄物資情報の変更の都度システムに記録することで、各倉庫の備蓄状況をリアルタイムで確認することが可能となりました。	令和3年5月17日
意見	一斉整理の検討について	保管状況の悪い防災備蓄倉庫が複数あったが、主な原因のひとつにスペースの狭さがある。専門業者に委託するなどして、一斉整理を検討するなど、早急に対応を図る必要がある。	平成27年9月から平成27年11月に全市民避難所の防災備蓄倉庫（55か所）と福祉プラザさくら川等（4か所）の棚卸作業を実施し、備蓄物資の整理整頓を実施しました。	平成28年4月12日
			平成30年度に専門事業者のノウハウを取り入れた一斉棚卸しを実施し、一部倉庫については、倉庫整理を実施しました。平成30年度に専門事業者のノウハウを取り入れた一斉棚卸しを実施し、一部倉庫については、倉庫整理を実施しました。	令和元年5月20日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	定期棚卸の実施の必要性について	白金高輪拠点防災備蓄倉庫の備蓄物資は、物品管理簿により管理されており、常に在庫数量を把握することができるが、定期棚卸は実施されていない。平成26年4月17日の在庫確認において、管理簿の在庫数と実際の数量に相違があることから、今後は定期棚卸を実施することが必要である。	平成28年3月15日に棚卸を実施しました。また、平成28年度以降は、毎年度末に棚卸を実施することとしました。	平成28年4月12日
意見	情報伝達手段の充実について	台風18号の対応について、自助及び共助が機能せず、公助に全面的に頼られてしまったと見られる。防災行政無線については、よく聞こえないという声が区に寄せられるが、天候や季節、時間帯によっても聞き取りにくく、さらに住宅の気密性向上もあって、防災行政無線だけで正確な情報伝達を行うのが困難となるのはやむを得ない。それを補完する情報伝達を充実させる必要がある。電子媒体によることもその一環であるが、IT環境が不十分な場合もあるので、複数の情報伝達経路を整備しておくことが、一番の備えになると思われる。	平成28年1月からCATV回線を活用して区民の住宅内へ情報を伝送し、予め設置した専用端末等から放送する「防災行政無線難聴対策事業」を開始しました。	平成28年4月12日
意見	消防団への情報伝達について	台風18号の対応で、避難勧告を発令したが、このことが消防団に伝わっていなかった。これは、団員が一般区民と同様の立場に置かれてしまったことを意味する。消防団への確実な情報伝達手段を整備し、運用の訓練も行うことが必要と考えられる。	区は、平成27年7月に開催した「防災会議」において、消防署等関係機関との情報連絡体制を再確認すると共に、消防署も平成27年10月に伝達訓練を行う等、情報伝達経路の確認を徹底しました。	平成28年4月12日
意見	災害時要援護者対策の着実な実施について	区では「災害時要援護者登録事業実施要綱」により手上げ方式による登録制度を設けている。しかしこのデータはエクセルに入力されており、取扱データ量やデータベースとしての機能から見て十分な管理・活用が可能とは言い難い。災害対策基本法改正の趣旨を踏まえ、避難行動要支援者名簿を早急に整備すべきである。	区では、平成25年度に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、平成28年度に港区地域災害情報システムを改修し避難行動要支援者名簿を整備するとともに、平時における避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を管理し、災害時の安否確認結果を登録する機能を新たに整備しました。	令和元年5月20日
意見	基金の計画的な利用について	震災対策基金を財源とした事業は、平成24年度及び25年度については、港区基本計画に沿った事業に充てられているといえるが、23年度以前は、事業を実施するにあたり、基金を充当するか、一般財源で実施するか、事業の一貫性や計画性が明確でないと見受けられた。基金は通常、一定の金額を設定して、これを消化する事業実施形態となる。したがって基金を積み立てる際にどのような事業を行うのか、あらかじめ具体的な計画を策定し、その所要金額を積み立てて金額を決定すべきものである。基金を財源とする事業については計画的に実施することが必要と考える。	震災対策基金は、平成28年度をもって廃止しました。平成29年度から震災の予防及び応急対策については、一般財源で実施します。	平成29年4月1日
意見	地域防災協議会への継続的支援について	区では、地域防災協議会への支援として、防災資機材の他に活動に対する補助金を支給している。現在芝地区総合支所管轄地域内には7つの地域防災協議会があるが、このうち3つについては、平成25年度における活動実績がない状態であり、当該補助金は支給されていない。地域防災協議会の活動実態がないということは、共助が欠落しているため、自助と公助のみによって防災活動を行うことを意味する。共助は自助と公助を結びつける役割が大きいため、共助がないことは区全体における防災活動の実効性を著しく低下させる可能性がある。区はこの点に留意し、地域防災協議会の活動ができるよう支援していく必要がある。	平成26年度には、平成25年度に申請実績がなかった2協議会について、協議会主催による防災訓練の実施や区民避難所の視察、避難所運営マニュアルの策定や防災勉強会の開催などの活動があったことから、助成金を交付しました。今後も防災活動の運営支援・調整等、各協議会の防災活動を継続して支援します。	平成28年4月12日
意見	防災協議会用ベストの購入について	避難所の運営における班のリーダーに配布するために、災害ボランティアという文字の入った蛍光ベストを、赤坂地区内町会、自治会35団体に各8枚購入しているが、各町会・自治会が一律に8班で構成されているのは不自然であり、過不足が生じる恐れがある。発注に際しては、実際の数を把握する等したうえで、より正確な数字に基づいて行うべきである。	避難所ごとのマニュアルに基づき、訓練は4班編成で行われています。各班がリーダー及び副リーダーの2名で、各団体合計8名で構成されていることから、平成25年度は各団体8枚を購入しました。平成26年度以降、汚損等により不足が生じた場合には、購入することとしました。	平成28年4月12日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	避難所運営訓練消耗品の支給について（総合支所共通）	地域防災協議会の防災活動に関する経費の一部助成について、防災訓練の実施に要する経費も助成対象であるが、当該助成とは別に、地域防災避難所運営訓練に際し、需用費で購入した消耗品を支給している。区は訓練の実施に当たって必要な助言、支援等積極的な対応を行うこととしていること等から、一定の理解はできるが、地域防災避難所運営訓練に際しては、必要な消耗品について、地域防災協議会が助成金で用意する消耗品と重複することのないよう、十分に協議し、支給する場合には具体的な使途や保管場所など協議結果を記録として残しておく必要がある。	消耗品の支給については、各地域防災協議会と事前に十分協議することを徹底しました。	平成28年4月12日
指摘	地域防災協議会の結成届について	芝浦港南地区の地域防災協議会について、結成届を確認したところ、1団体について、芝浦港南地区総合支所及び団体結成当時の所管課である防災課のいずれにも保管されていなかった。地域防災協議会は任意団体であり、法人登記等を行っていないことから、当該団体の存在を証拠立てる書類としても重要である。結成届について適切に保管し、いつでも参照できるようにしておく必要がある。また、防災活動事業助成金申請書と結成届の団体名称が異なる団体があった。小さな変更であっても変更届を適切に徴収・保管しておく必要がある。	平成29年12月6日に実施した各地区総合支所協働推進係長及び防災担当者が出席する防災担当者会にて、結成届や変更届等の届出書の処理、保管状況等の聴取を行い、各支所での決裁及び防災課への送付方法が統一されていなかったため各支所と協議の結果、各支所にて電子決裁のうえ電子施行で防災課へ送付することに決定し、今後の再発防止のため結成届や変更届等の届出書の処理、保管の周知徹底を図りました。また、支所から防災課に送付する文書や施行の方法などを一覧表にし、平成30年1月12日に各支所へ配布しました。	令和元年5月20日
意見	防災協議会の活動後の物品購入について	お台場地区防災協議会の防災活動事業収支報告書に記載されているその他の防災活動のための経費19,800円について、防災活動普及啓発用消しゴムの購入であるということだった。防災活動事業報告書では、その他の防災活動として「広報活動を目的にお台場夏祭りに参加」とあるが、防災活動普及啓発用消しゴムの購入時点ではすでにお台場夏祭りは終了しており、活動時期と購入時期が整合していない。同協議会の事業年度は4月から3月であるので、この購入品を広報活動に使用するとすれば、平成26年度以降にならざるを得ず、平成25年度の防災活動事業助成金を充当すべきものではない。地域防災協議会の事業活動の把握と支援を適切に行うためには、助成金申請書・事業報告書・事業収支報告書の各様式において事業期間の記入欄を設けることが望まれる。	平成27年度から、地域防災協議会の活動状況の把握を徹底するとともに、当該団体に対して計画的な資機材等の購入、執行管理を徹底するよう指導しました。	平成28年4月12日
意見	防災資機材の購入時期について	芝浦港南地区総合支所では地域防災協議会への資機材等の支援として、平成26年4月3日に防災資機材の購入に要する経費を支出した。平成25年度に使用されないことが明らかなのを平成25年度末近くになって購入することは、平成25年度の支援とは言い難い。平成26年度以降に使用される物品の購入は平成26年度以降の予算で執行すべきである。	平成27年度から、地域防災協議会の活動状況の把握を徹底するとともに、当該団体に対して計画的な資機材等の購入、執行管理を徹底するよう指導しました。	平成28年4月12日
意見	防災資機材の契約について	防災資機材の助成について、防災住民組織からの申請に応じて2者または3者の業者から見積書を徴収して資機材を購入する事業者を決定しているが、受注する業者は、常に助成の申請額と一致した額の見積書を提示している。当該制度は、助成限度額が公表されており、防災住民組織側においては予め価格が定められたリスト上で限度額の範囲内の資機材を選択することしか認められていない。従って、業者が助成限度額を考慮せずに見積を提示することはないと推察される。このような状況では、見積書徴収による随意契約が契約方法として公正かつ有効に機能しているとは言い難い。助成の効果と公正な契約をともに実現させるための方法を工夫するなどの検討が望まれる。	令和2年度から契約方法を見直し、制限付一般競争入札による業者の選定を行っています。	令和3年5月17日
意見	防災学校の講座内容見直しについて	平成25年度の防災学校の各講座は、対象者の募集人数に対し、参加人数が大幅に下回っている。これは、講座内容の見直しに伴い、委託業者との契約が同年9月にずれ込むなど、一般的に事業に遅れを生じ、区民への周知の期間も短かったことに起因している。今後は講座内容の定期的かつ計画的な見直しを行い、年度によって実施時期が異なる等、受講希望者に支障をきたすような運用を避けることが望ましい。	平成26年度以降、実施計画を作成しスケジュール管理を徹底したほか、受講希望者の参加しやすい時期や内容となるよう定期的・計画的な講座内容の見直しを徹底しました。	平成28年4月12日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	防災士資格取得助成について (各総合支所事業)	防災士資格取得助成制度については、開始初年度の平成23年度57件をピークとして、その後2年はその半数以下にとどまっている。現行制度の対象者は防災住民組織等に所属し、その団体の長の推薦を受けたものであることから、一定程度がすでに取得したものと推察される。地域防災活動が実践できる区民を育成する目的で防災士制度を活用するのであれば、これらの団体に限らず、対象範囲の拡大を検討する余地がある。	平成29年度からは防災士養成講座として対象を団体に所属していない在住者に拡大して実施するとともに、区内の地域防災活動に協力している団体に所属する在勤・在学者にも対象を拡大しました。	令和元年5月20日
意見	防災士の普及について	区は区内の防災住民組織、地域防災協議会及び消防団に所属する区民が防災士の資格を取得する際に要する経費について助成している。同助成金交付要綱によると、申請者の資格に消防団員も含まれており、問題はないが、本事業の趣旨に鑑みれば、消防団員以外の区民の資格を増やすべく区の努力が望まれるところである。地域の防災組織以外にも、区民が集う多くの組織や会社に参加を呼びかけることも検討するべきである。	区民を対象とした防災士養成講座を平成25年度から実施しています。平成26年度については、定員50名を上回る多数の参加の問い合わせがあったことから、平成27年度の実施に当たっては、定員を100名に拡大し、より多くの区民が参加できる講座とし、約200名の応募がありました。	平成28年4月12日
意見	登録されていない町会・自治会について	赤坂地区内には35の町会・自治会が存在するが、防災課に防災住民組織として登録しているのは、そのうちの29組織にすぎない。連携をより緊密にするとともに、防災への備えをより確実にするためにも、登録への一層の働きかけを進める必要がある。	防災住民組織の登録が行われていない町会についても地域の防災協議会に所属している状況を踏まえながら、より、強固な連携のため、防災訓練等の機会を活用した登録の働きかけを継続的にを行います。	平成28年4月12日
意見	防災士資格取得者のフォローについて	防災士の資格を取得しても、そのままでは時の経過により取得した知識や技術が低下することが懸念される。防災士資格取得者の知識、技術の維持を図る仕組みが必要である。	平成27年度から、有資格者に対する知識や技術のスキルアップ講座を実施することとしました。	平成28年4月12日
意見	高層住宅への防災資機材助成の契約について	高層住宅への防災資機材助成について、高層住宅防災組織の申請に応じて、3者から見積書を徴収し、資機材を購入する事業者を随意契約により決定しているが、受注する事業者は2者に限定されており、助成申請額と同額の見積額を提示している。助成申請額は公表されており、高層住宅防災組織の資機材の選択要件は防災住民組織への助成と同じである。このような状況では、見積書徴収による随意契約が契約方法として公正かつ有効に機能しているとは言い難い。助成の効果と公正な契約をともに実現させるための方法を工夫するなどの検討が望まれる。	令和元年度から契約方法を見直し、制限付一般競争入札による適切な業者の選定を行うようにしました。	令和2年5月19日
意見	高層住宅への防災資機材助成実績について	当該助成制度の実施初年度の実績は低水準にとどまり、実績がない総合支所もあった。開始から間もないため制度が周知されていないこともあるが、助成の条件に適合する高層住宅が少なく、制度が実態に即していない可能性が高い。防災住民組織への助成制度との関連も含めて、実効性のある助成制度の見直しが望まれる。	平成27年度から、助成対象を「6階以上かつ100戸以上」から「6階以上かつ50戸以上」に拡大しました。また、対象の拡大に伴い、平成27年4月と12月に、助成条件に適合する約660棟の高層住宅の管理組合（管理事業者）に対し制度の案内を送付し、周知を図りました。	平成28年4月12日
意見	防災訓練実施後の物品購入について	芝地区総合支所では、地域総合防災訓練終了後に、当該事業費により物品を購入していた。芝地区における防災関連事業は、物品の購入時点で全て終了していたため、購入物品は平成26年度以降の訓練等にしか使用できないものである。平成25年度の予算から執行すべきものではない。計画的に予算を執行すべきである。	平成26年度から計画的な予算執行について課内で周知・徹底しました。	平成28年4月12日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	起震車について	赤坂地区地域総合防災訓練では、区の起震車を使用する予定であった。しかし同日に実施される麻布地区地域防災訓練で区の起震車を使用することになったため、赤坂地区では別途起震車を手配する必要が生じた。このことから1回目の入札が不調となり、仕様書の内容を変更し、起震車の手配以外に当初から予定していた内容を見直した。区が所有する起震車は1台であるから、各地区の訓練が重ならないよう、総合支所間の連絡及び情報交換を密にすることが望まれる。また起震車を所有する他の自治体や企業等との連携を図る等、無償又は低額での起震車の確保を模索すべきである。	平成27年度の赤坂地区地域総合防災訓練については、渋谷区所有の起震車を借用しました。また、日程の調整については、各総合支所において連携・情報共有することを徹底しました。	平成28年4月12日
意見	参加者用啓発品について	参加者用啓発品を1200名分用意したが、参加者は878名で約73%にとどまり、25%を超える多数の啓発品が余った。今後はより緻密に参加予定人数を算出し、啓発品が余る事態を回避すべきである。余った啓発品は翌年度に配布することも検討の余地がある。またより多く試用してもらうために、例えば子ども・高齢者のいる世帯等には希望に応じて重複して配布するといったことも検討の余地がある。	訓練の参加予定人数については、精査して算定することを徹底するとともに、啓発品に余りが生じた場合は、地域の防災訓練等で配布し活用を図りました。	平成28年4月12日
意見	事業の活性化について	防災知識の普及・啓発の重要性に比して、本事業の実態が低調である。平成25年度には防災週間にパネルを掲示したり、青山中学校生徒に対する防災講習や避難所立ち上げ体験等を実施したとのことであるが、事業の重要性からもより活発な活動が望まれる。	これまで実施している活動に加え、平成27年度から赤坂消防署主催のイベント「防災救急フェア」において、防災に関する情報を提供するブースを出展することとしました。今後も様々な機会を捉えて、防災知識の普及・啓発に努めます。	平成29年4月1日
意見	民間ビルの津波避難ビル指定について	民間ビルの津波避難ビル指定は当初の見込みより遅れており、平成25年度末において実績はまだない。民間事業者との協定が容易に進まない場合、善意による協力を基本としつつも何らかのインセンティブを検討する余地はある。さらに津波対策においても、民間事業者に対する平時からの普及・啓発が必要と考えられ、帰宅困難者対策や地域の防災ネットワーク構築と合わせて検討していく必要がある。また海拔標示板の活用と合わせて、津波避難誘導の効果的な方法についても検討することが望ましい。	海岸沿いの開発計画に合わせて、民間開発事業者と協議を進め、令和2年8月31日に「津波発生時における避難者の受入れ等に関する協力協定」を東京ポーションティ竹芝オフィスタワー管理組合管理者東急不動産株式会社と締結しました。今後も、民間ビルの津波避難ビル指定について、他自治体の先進事例など、引き続き、あらゆる角度から実効力のある取組を実施します。	令和3年5月17日
意見	助成件数の低迷について	家具転倒防止器具等助成について、申請者数は平成20年度をピークに大幅に減少した。区の世帯数と比較すれば、その普及は微々たるものと予測され、一巡して十分な効果が得られた段階とは言い難い。既存の周知機会や申請手段の有効性の検証とともに、新たな周知機会の拡大が望まれる。	平成26年度から、区立小中学校・保育園・幼稚園の新入生を対象にチラシを配布しているほか、平成27年12月からは、6階以上かつ50戸以上のマンション管理事務所等を通してエレベーターホールへのポスター掲示を依頼し、マンション居住者への周知を行うなど、新たな周知を行いました。	平成28年4月12日
意見	業務委託報告書の検収について	平成25年度麻布地区防災ネットワーク構築事業支援業務委託報告書において、誤字が複数発見された。後年活用する際に支障がないよう、十分に内容の確認・検収を行い、誤りがある場合には修正するよう、委託先を適切に指導すべきである。	平成26年度の業務委託報告書の受領時に内容確認を徹底したほか、平成27年3月に委託事業者への適切な報告書の提出を指導しました。	平成28年4月12日
意見	事業所と地域防災協議会の連携について	業務委託報告書によれば、事業所ネットワーク会議に参加した事業所と地域防災協議会の間には防災意識に相当の隔たりがある部分も明らかにされている。麻布地区に限らず多くの事業所を抱える区においては、地域住民及び地域防災協議会と事業所の連携を検討することは最重要課題のひとつである。事業所と地域防災協議会から継続的に意見を聴取し、明らかにされた課題点を他地区の総合支所や防災課と共有し、活かしていくことが望まれる。	事業所、地域防災協議会、総合支所、防災課が連携し、防災に関する様々な課題等について情報共有を行い、地域の防災対策に反映し実行していくことを確認しました。	平成28年4月12日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	業者推薦依頼書の様式について	船上施設見学会に必要な船舶雇上の業者推薦依頼書は、宛先が芝浦港南地区総合支所協働推進課長であり、請求者も同一である。契約事務の委任の定めによるもので、契約事務規則上の問題はないが、請求者と宛先が同一の手続であり、一般の区民から見ると選定の進め方に誤解を生じないよう、手続方法等について検討の余地がある。	事業者の選定の進め方に誤解を生じないよう、各課における業者推薦依頼書の作成に代え、特定の事業者と契約を締結する理由を記載する理由書を作成することとし、平成27年10月9日付で各課に周知しました。	平成28年4月12日
意見	船舶雇上に係る業者の推薦について	船上施設見学会の船舶雇上の事業者との契約に係る業者推薦理由は、防災関連以外にも多くの事業を受注しているという実績を有することとしている。しかし、十分な実績を理由として随意契約を続けることは、当該事業者が何らかの理由で休業・業務停止等の事態となった場合には、区の多くの事業が実施不可能になってしまうおそれがあるというリスクを伴うことを念頭におき、BCPの考え方を応用して、他に受注可能な業者がないか、検討しておくことが望まれる。	新たな事業者を平成28年度から登録をして以降、事業に特殊性があるものを除いては入札で契約相手方を決定しており、事業者の休業等により事業継続が困難となるリスクを回避しながら、安定した事業運営を保っています。	令和2年5月19日
意見	制度利用者数について	災害見舞金の過去5年間の支給実績がすべての総合支所において少ない。被災者が広く公平に見舞金制度を利用できるかを考える必要がある。事務の流れの中で情報伝達に遺漏がないか留意し、消防や警察との協力・連携を深めることによって、本事業による制度の利用を促進していく必要がある。	事業者の選定の進め方に誤解を生じないよう、各課における業者推薦依頼書の作成に代え、特定の事業者と契約を締結する理由を記載する理由書を作成することとし、平成27年10月9日付で各課に周知しました。	平成28年4月12日
意見	総合支所と支援部の連携について	海拔標示板等設置に係る業務委託は、総合支所ごとに指名競争入札によって事業者が選定された。契約単価は、同じ委託先にも関わらず、約5000円の差が生じている。総合支所ごとの契約ではなく支援部で区全体ないし複数の総合支所単位でまとめて契約したとすれば、契約額をもっと低くできたと考えられる。海拔表示板等設置のような場合、総合支所間及び総合支所と防災課の情報共有や連携を十分に行うことにより、合理的に契約を締結することが可能になると期待される。	今後同様の契約を行う場合には、防災課と各地区総合支所において十分に連携を図り、事前に協議することを確認しました。	平成28年4月12日
指摘	消防団の活動実績について	消防団等補助金交付要綱に基づく補助金の支出について、各消防団から補助金申請書、活動計画書、補助金収支計画書、活動実績報告書及び補助金決算書が提出されている。赤坂消防団の活動計画書の記載が具体的ではなく、「別途計画に基づき実施する」等の記載がほとんどであった。具体的な活動内容が不明であり、すなわち公金の使途が不明であると言わざるを得ない。別途計画に基づくならば、その計画を添付させるといった方法により、赤坂消防団の活動計画・活動実績を具体的に把握する必要がある。	平成26年度から、当該団体に対して活動計画・活動実績を提出するよう指導を徹底しました。	平成28年4月12日
指摘	福祉共済掛金の負担について	区は消防団員が加入する消防団員福祉共済制度の掛金を負担している。平成25年度において年度途中の入団者が16人いるが、消防団の運営費決算書において、中途入団者の共済掛金を負担している消防団はなかった。すなわち中途入団者については、入団した年度において共済制度に加入していないか、自己負担となっていることが推定される。このことは、団員の処遇の面で公平性を欠いており、団員の募集にも影響を与えかねないと考えられる。中途入団者については共済掛金を消防団の運営経費から支出することにより、共済制度に加入させるよう、指導を徹底すべきである。その上で、精算払いで掛金を区が負担するような形を検討する必要がある。	平成27年度から、追加加入があった場合には補助金を追加申請するよう消防署へ周知しました。	平成28年4月12日
意見	みんなと安全安心メール登録者数について	みんなと安全安心メールの登録者数が平成24年度に増加したものの25年度にかけて横ばいとなっている。所管課では登録者の拡大を図っていく必要があるとの認識を示しているが、具体的なPR方法は検討中または一部実施中であるものの、検討の過程が記録として残されておらず、継続的な実施には至っていない。防災行政無線が聞き取りにくいような場合、みんなと安全安心メールがそれを補完する機能もあると考えられ、この点からもPRを効果的に行っていく必要がある。	平成27年6月に区立幼稚園・保育園・小学校・中学校の園児・児童・生徒に約1万5千枚のチラシを配付したほか、平成27年度のみならず区民まつりにおいて、手渡しによりチラシを配布するなど、イベントや教育施設を通じたPRを実施した結果、平成27年4月から平成28年2月の間に、登録者数が約1千件増加しました。	平成28年4月12日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	防犯カメラ設置基準の履行確認について	区は防犯カメラの運用について、「港区防犯カメラ等整備補助基準」を定めており、これを満たすものについて区が補助を行っている。しかし、区は防犯カメラを管理する各地域団体に対して、この基準どおりの運用管理が行われているか、確認していない。区は防犯カメラの設置団体が基準に則った運用を行っているか確認し、必要に応じて指導していく必要がある。	防犯カメラ設置後に現場確認を実施することは、事務処理マニュアルに明記されています。平成29年3月に、改めて、防犯カメラ等整備費補助金交付団体からの実績報告時に職員が現場確認（検査）を行うとともに、必要に応じ、交付団体に対して「港区防犯カメラ等整備補助基準」の遵守を求めるよう各総合支所協働推進課（実務担当課）に通知し、徹底を図りました。	平成29年4月12日
指摘	防犯カメラ設置に係る実績報告書の提出遅延について	芝浦港南地区総合支所が品川駅港南口町会に対して「安全安心まちづくり補助金交付要綱」に基づき防犯カメラ等整備費補助金を交付した。本件の平成25年10月29日付実績報告書によると、防犯カメラ設置の竣工日は平成25年9月20日であり、実績報告書の報告日が整備完了から起算して40日を経過している。補助金交付要綱には21日以内に報告書を提出するものと規定しており、これに違反している。所管課は要綱に基づく事務手続きをとるべきであり、申請者にも要綱の遵守を指導しなければならない。	平成26年度以降、「港区安全安心まちづくり補助金交付要綱」の内容を再度確認し、補助金交付の正確な事務手続きを徹底したうえで、正確な引継ぎを実施しています。また、平成28年度に改革・創造型思考力向上研修の取組で作成した『事務事業実施心得』に基づき、平成29年度には『業務進行管理表』を作成し、報告書の提出期限の把握を徹底するなど、事務適正化に向けた改善を実施しました。	令和元年5月20日
意見	住まいの防犯対策助成制度における利用実績について	住まいの防犯対策助成制度の過去5年間の実績を見ると、件数、金額ともに減少傾向は明らかである。今後さらに利用者が減少するならば、助成そのものの周知方法、助成割合、利用方法など利用者目線で事業を検証し、改善策を検討する必要がある。それでも利用者の減少に歯止めが掛からないようならば、事業の廃止も視野に入れて検討すべきである。	本事業の方向性について検討した結果、周知方法の検討や並行して今後の事業改善を検討していくとの理由から、新たな港区生活安全行動計画にも計上し、引き続き、事業を継続することとしました。ただし利用者の減少が続く場合は、事業の廃止、統合も視野に入れることとします。	令和3年5月17日
指摘	六本木地区対策等支援業務委託報告書について	六本木地区対策等支援業務委託報告書について、報告書は2穴ファイルに綴られていたが、ページ番号が付されておらず、目次もなかった。またファイルの止め具は容易に抜き差しが可能なものであった。当該報告書は落丁・乱丁、抜き取りがあっても発見しにくい状態であるといえる。業務委託の成果物として報告書を徴する以上は、委託業務が契約書・仕様書等に従って適切に実施されたことを第三者でも確認できるような体裁で提出を受ける必要がある。	平成26年度から、報告書の体裁を製本により提出を受けることし、落丁・乱丁、抜き取り等の防止を徹底しました。	平成28年4月12日